

## 第7回 湯梨浜町農業委員会総会議事録

開催年月日	令和5年10月10日(火)午後3時00分			
開催場所	湯梨浜町役場別館 第3会議室			
出席委員(12名)	1番 土海 政信 委員	2番 下田 健一 委員	3番 尾川 寛信 委員	4番 山田 隆雄 委員
	5番 長谷川 誠一 委員	6番 山下 和子 委員	7番 渡邊 由佳 委員	8番 清水 武敏 委員
	9番 横川 力 委員	10番 中村 弘明 委員	11番 蔵本 孝広 委員	12番 山上 真治 委員
欠席委員(0名)				
出席推進委員(8名)	13番 赤井 保 推進委員	14番 河井 勝重 推進委員	15番 松本 勝男 推進委員	16番 山本 正義 推進委員
	17番 伊藤 文夫 推進委員	18番 岡本 章 推進委員	19番 音田 孝好 推進委員	20番 倉本 哲男 推進委員
欠席推進委員(0名)				
職務のため出席した職員	事務局長 吉野 和男 副主幹 中村 武史			
提案議案	第32号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 第33号議案 農地法第5条の規定による許可申請について 第34号議案 非農地の現況証明について			
報告事項	第1号 水田の畑地変換届について 第2号 農地法施行規則第29条第1号に係る農地転用(2アール未満の農業用施設)の届出について 第3号 公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について 第4号 電気事業者が行う送電用施設等の設置に係る事業計画について 第5号 農地法第5条の規定による許可の取り消し願いについて			

日 程	発 言 者	発 言 の 要 旨
<p>1 開会</p> <p>農業委員会憲章 唱和</p>	<p>事務局</p> <p>尾川委員 事務局</p> <p>長谷川会長 事務局</p>	<p>それでは定刻となりましたので、ただ今から令和 5 年度第 7 回農業委員会の定例総会を開会します。</p> <p>はじめに、農業委員会憲章の唱和を行いますので、皆様ご起立をお願いします。本日の先導役は、議席番号 3 番の尾川寛信 委員です。よろしくをお願いします。</p> <p>(農業委員会憲章の唱和)</p> <p>ご着席ください。</p> <p>それでは開会にあたりまして、長谷川会長からごあいさつを頂きます。</p> <p>(長谷川会長あいさつ 中略)</p> <p>ありがとうございました。それでは、本日の出席者報告を致します。</p> <p>農業委員の現員数 12 人に対して、ただ今の出席委員は 12 人であります。農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定に基づき、出席者が定足数に達しておりますので本総会が成立することを報告します。</p> <p>次に会議の議長ですが、湯梨浜町農業委員会会議規則第 4 条第 1 項の規定により、会長が議長となります。それでは、長谷川会長より進行をお願いします。</p>
<p>2 議事録署名委員の指名</p>	<p>長谷川会長 (議長)</p>	<p>日程 2.「議事録署名委員の指名について」を議題と致します。このことについてお諮りを致します。本案件につきましては、湯梨浜町農業委員会会議規則第 23 条第 2 項の規定により、議長において指名することにご異議はございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>異議なしと認めさせていただきます。それでは議事録署名委員には、8 番の清水武敏委員、9 番の横川 力委員、両名の方を指名させていただきますのでよろしくお願い致します。なお会議書記におきましては、事務局にお願いを致します。</p>
<p>3 報告事項</p> <p>第 1 号 水田の畑地変換届について</p>	<p>(議長)</p> <p>事務局</p>	<p>日程 3.報告事項に移ります。報告事項第 1 号「水田の畑地変換届について」を報告してください。</p> <p>本冊 2 頁です。</p> <p>報告事項 第 1 号「水田の畑地変換届について」を説明します。</p> <p>次のとおり、水田の畑地変換届出書が提出されたので報告するものです。</p>

<p>第 2 号 農地法施行規則第 29 条第 1 号に係る農地転用 (2 アール未満の農業用施設) の届出について</p>	<p>(議長)</p>	<p>(資料は 2-1 頁)</p> <p>番号 1 届出人は、上浅津●●。土地の所在は、大字上浅津——。地目は田、面積は 186 m<sup>2</sup>。この土地を普通畑へと変換するものです。頁をめくっていただき、2-1 頁が航空写真による位置図です。説明は以上です。</p>
	<p>清水委員 事務局</p>	<p>説明が終わりました。報告事項でございますので、皆さんのご了承をお願い致しますが、皆さんの方からお尋ねがございましたら、どうぞ挙手のうえ発言をしてください。</p> <p>この農地は、以前売買で他の人の所有になった農地だと思うのですが。</p> <p>確かに売買の許可申請により、他の人の所有になる農地でしたが、買う側の人、地目が田ではなく、畑になっていないと買わないと言われたため、届出人がこの畑地変換届を出され、地目を田から畑に変更され、売買されるものです。</p>
	<p>清水委員 (議長)</p>	<p>わかりました。</p> <p>その他にお尋ねはございますか。</p> <p>それでは無いようですので、これで報告事項第 1 号は終わります。</p>
	<p>(議長)  事務局</p> <p>(議長)</p>	<p>次に、報告事項第 2 号「農地法施行規則第 29 条第 1 号に係る農地転用 (2 アール未満の農業用施設) の届出について」を報告してください。</p> <p>本冊 3 頁です。</p> <p>報告事項第 2 号「農地法施行規則第 29 条第 1 号に係る農地転用 (2 アール未満の農業用施設) の届出について」を説明します。</p> <p>次のとおり、農地法第 4 条第 1 項第 8 号及び同法施行規則第 29 条第 1 号に規定する農業用施設を設置したい旨の届出書が提出されたので、報告するものです。</p> <p>(資料は 3-1 頁～3-3 頁)</p> <p>番号 1 届出人は、宮内●●。土地の所在は、大字光吉——。地目は田、面積は 2,354 m<sup>2</sup>。その 2,354 m<sup>2</sup>の内、転用面積は 180 m<sup>2</sup>で、農業用倉庫、具体的には乾燥施設を設置するものであります。頁をめくっていただき、3-1 頁が航空写真の位置図で、真ん中付近に赤色で示しています。</p> <p>次の 3-2 頁は、設置する農業用倉庫の平面図を添付しています。縦 10m、横 18mの面積 180 m<sup>2</sup>の乾燥施設です。次の 3-3 頁は、立面図です。施設の高さは 6m60 cmの計画です。</p> <p>以上、2 アール、200 m<sup>2</sup>未満の農業用施設設置の届出の説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。報告事項でございますので、皆さんのご了承をお願い致しますが、皆さ</p>

<p>第 3 号 公共事業の施工に伴う          附帯施設設置に係る農地転用          報告について</p>	<p>(議長)           事務局</p>	<p>んの方からお尋ねがございましたら、どうぞ挙手のうえ発言をしてください。</p> <p>それでは無いようですので、これで報告事項第 2 号は終わります。</p> <p>次に、報告事項第 3 号「公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について」を説明してください。</p> <p>本冊 4 頁です。</p> <p>報告事項第 3 号「公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について」を説明します。</p> <p>次のとおり、公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書が提出されたので報告するものです。</p> <p>(資料は 4-1 頁～4-3 頁)</p> <p>番号 1 届出人は、倉吉市東巖城町●●。土地の所在は、大字宮内——。地目は畑、転用面積は 2,157 m<sup>2</sup>。同じく——。地目は畑、面積は 622 m<sup>2</sup>の内、転用面積 14 m<sup>2</sup>。同じく——。地目は田、面積は 1,308 m<sup>2</sup>の内、転用面積 122 m<sup>2</sup>。同じく——。地目は畑、面積は 204 m<sup>2</sup>の内、転用面積 95 m<sup>2</sup>。同じく——。地目は畑、面積は 377 m<sup>2</sup>の内、転用面積 16 m<sup>2</sup>です。地権者は、それぞれ記載のとおりです。</p> <p>概要について、所管課は、鳥取県——、工事名は、県営地域ため池総合整備事業奥ため池改修工事です。転用目的は、土砂仮置場及び工事用道路として使用するものです。字——の 2,157 m<sup>2</sup>が土砂仮置場として、その他の 4 筆は、全体面積の一部が転用面積となっており、工事用道路として使用するものです。</p> <p>期間については、令和 5 年 9 月 19 日から令和 7 年 3 月 31 日までの約 1 年半で、この期間内に工事を完了し、農地として復元するものです。施工業者は、有限会社●●です。</p> <p>頁をめくっていただき、4-1 頁が広範囲での位置図であり、丸印、施工範囲と示してある箇所です。また、次の 4-2 頁が航空写真の位置図で、赤色で示しています 5 ヶ所です。1 と示しているところを土砂仮置場として、2 から 5 と示しているところの土地の一部を工事用道路として使用するものです。</p> <p>次の 4-3 頁が公図転写連続図とあります。左側の集落側から右上のため池まで、道路が狭いところは、一時借地により道路拡幅されるもので、青色で示しています。農地に係るものは、5 筆のみということになります。</p>
--	-----------------------------------	--

<p>第 4 号 電気事業者が行う送電用施設等の設置に係る事業計画について</p>	<p>(議長)</p> <p>(議長)</p> <p>事務局</p>	<p>この工事については、近年の全国的な集中豪雨等により、ため池の耐久性等が重要視されている中、県内すべての人的被害に関わる重要なため池の状態を調査し、改修が必要なため池を随時、改修されていく中の一つであります。説明は以上です。</p> <p>説明が終わりました。報告事項でございますので、皆様のご了承をお願い致しますが、皆様の方からお尋ねがございましたら、どうぞ挙手のうえ発言をしてください。</p> <p>それでは無いようですので、これで報告事項第 3 号は終わります。</p> <p>次に、報告事項第 4 号「電気事業者が行う送電用施設等の設置に係る事業計画について」を説明してください。</p> <p>本冊 5 頁です。</p> <p>報告事項第 4 号「電気事業者が行う送電用施設等の設置に係る事業計画について」を説明します。</p> <p>次のとおり、農地法第 4 条第 1 項第 8 号及び同法施行規則第 29 条第 13 号に規定する送電用施設及び送電用電気工作物等の設置に係る事業計画について、事業者から届出があったので報告するものです。</p> <p>(資料は 5-1 頁～5-8 頁)</p> <p>番号 1 届出人は、島根県松江市●●。土地の所在は、全部で 3 筆です。まず、大字埴見——と——の 2 筆。全体面積の一部が転用面積であり、この 2 筆は、ヘリコプターを使って資材を運搬するためのヘリポートとして使用するものです。次に、大字羽衣石——。これも全体面積の一部が転用面積であり、索道基地として使用するものです。</p> <p>工事名は、記載のとおり、経年鉄塔建替工事、及び建替に伴う除却工事です。</p> <p>事業目的は、特別高圧架空送電線の老朽化による鉄塔建替工事を行うための資材等運搬にかかるヘリポート、索道基地の設置です。事業概要は、鉄塔の新設 5 基と鉄塔の除却 6 基です。</p> <p>工事期間は、令和 5 年 11 月 1 日から令和 7 年 6 月 25 日までの約 1 年 8 ヶ月で、この期間内に工事を完了し、農地として復元するものです。その他、地元区長及び隣接耕作者の同意書が添付されています。</p> <p>添付資料の説明です。5-1 頁が位置図です。赤丸、赤線で示してあります鉄塔 No.5 から No.9 の 5 基を新設、茶色の丸と茶色の線で示してあります 5 から 10 の 6 基を除却する工事です。ヘリポート、索道基地は、緑色の丸で示してある箇所、ヘリポートは大字埴見地内、索道基地は</p>
---	------------------------------------	---

<p>第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可の取り消し願について</p>	<p>(議長)</p> <p>(議長)</p> <p>事務局</p>	<p>大字羽衣石地内に設置されます。</p> <p>次の 5-2 頁が大字埴見地内に設置するヘリポートの航空写真の位置図で、左側に赤色で示している箇所です。右上には、埴見集落の一部が見えています。次の 5-3 頁が大字羽衣石地内に設置する索道基地の航空写真の位置図で、真ん中付近に赤色で示している箇所です。</p> <p>次の 5-4 頁が埴見地内に設置されるヘリポート造成計画図です。図面の下に米印で記載がありますが、コンクリ舗装、碎石、盛土に真砂土が入る計画ですが、工事終了後は撤去されます。なお、埴見区長及び隣接耕作者の同意書の付帯条件として、ヘリコプターの風圧等により、周辺農地の作物に被害が生じた場合には、事業者と隣接耕作者の双方で協議のうえ解決することが明記されています。</p> <p>次の 5-5 頁が羽衣石地内に設置される索道基地図です。田んぼの表土を一時撤去し、真砂土が入る計画ですが、工事終了後には真砂土は撤去され、表土が元に戻される計画です。次の 5-6 頁が索道ルート図です。右下の青色斜線で示してある箇所が索道基地であり、除却する既設 No.9 の鉄塔があるところまで、約 2m50 cm幅の索道が設置されます。索道部分にかかる樹木は伐採されます。なお、樹木伐採の届出は役場に提出済です。この索道部分の要所に点々とポールを立てていき、その上にワイヤーを張って、資材を運搬するものです。なお、羽衣石区長及び隣接耕作者の同意書の付帯条件として、索道部分にかかる樹木の伐採において、索道基地周辺の水田に影響が生じた場合には、事業者と隣接耕作者の双方で協議のうえ解決することが明記されています。</p> <p>次の 5-7 頁が大字埴見地内に設置されるヘリポート部分の公図、5-8 頁が大字羽衣石地内に設置される索道基地の公図ですので、ご確認ください。説明は以上です。</p> <p>説明が終わりました。報告事項でございますので、皆様のご了承をお願い致しますが、皆様の方からお尋ねがございましたら、どうぞ挙手のうえ発言をしてください。</p> <p>それでは無いようですので、これで報告事項第 4 号は終わります。</p> <p>次に、報告事項第 5 号「農地法第 5 条の規定による許可の取り消し願について」を説明してください。</p> <p>本冊 6 頁です。</p> <p>報告事項第 5 号「農地法第 5 条の規定による許可の取り消し願について」を説明します。</p> <p>次のとおり、農地法第 5 条の許可を受けた農地転用にかかる所有権移転について、譲受人と譲</p>
---	------------------------------------	--

<p>4 議事 議案第 32 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について</p>	<p>(議長)  (議長) 事務局</p>	<p>渡人の連名により許可取り消しの申出があったので報告するものです。 (資料は 6-1 頁) 番号 1 です。記載はしていませんが、この 5 条転用につきましては、令和 5 年 6 月 23 日付で申請が出され、7 月 10 日の定例総会で審議のうえ可決し、県に進達したものです。許可権者の県からは、令和 5 年 7 月 26 日付で許可された案件になります。 土地の所在、大字田後——。台帳地目は田ですが、売買を予定されていたため、今年は休耕されていました。面積は 1,213 m<sup>2</sup>の内、転用面積 947.87 m<sup>2</sup>であり、共同住宅、アパートを建築する計画でした。 許可取り消し願い出人の内、譲受人は、鳥取市の●●、譲渡人は、田後の●●です。許可取り消し申出の理由は、売買契約の解除によるものです。具体的には、転用許可が出された以降、譲渡人が「売る面積をもっと少なくしたい」と言われ、譲受人が当初計画されていた共同住宅、アパート建築が計画どおりできなくなることから、所有権移転も断念され、白紙に戻されたものです。なお、許可取り消し後の土地の利用計画は、譲渡人が農地として利用することとなっています。次の 6-1 頁に航空写真の位置図を添付しています。中央赤色で示している箇所です。土地の全体面積は、青色部分も含みますが、全体の一部である赤色部分の転用計画でした。説明は以上です。 説明が終わりました。報告事項でございますので、皆様のご了承をお願い致しますが、皆様の方からお尋ねがございましたら、どうぞ挙手のうえ発言をしてください。 それでは無いようですので、これで報告事項第 5 号は終わります。 次に、日程 4.議事に移ります。議案第 32 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題と致します。説明してください。 本冊 7 頁です。 議案第 32 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を説明します。 次のとおり、農地法第 3 条第 1 項及び同法施行令第 1 条の規定による許可の申請があったので、これを許可することについて、本委員会の議決を求めるものです。 (資料は 7-1 頁) 番号 1 譲渡人は、倉吉市●●。譲受人は、引地●●。土地の所在は、大字引地——。地目は台帳・現況・利用状況いずれも田。面積は 3,221 m<sup>2</sup>。権利取得後の経営面積は 68 アールで、売</p>
---	-----------------------------------	--

		<p>買による所有権移転です。頁をめくっていただき、7-1 頁が航空写真の位置図で、右下付近に赤色で囲っている箇所です。</p> <p>7 頁に戻っていただき、 (資料は 7-2 頁)</p> <p>番号 2 譲渡人は、野方●●。譲受人は、藤津●●。土地の所在は、大字藤津——。地目は、台帳・現況・利用状況いずれも田。面積は、1,165 m<sup>2</sup>。権利取得後の経営面積は 176 アールで、売買による所有権移転です。頁をめくっていただき、7-2 頁が航空写真の位置図で、右下付近に赤色で囲っている箇所です。</p> <p>7 頁に戻っていただき、 (資料は 7-3 頁)</p> <p>番号 3 譲渡人は、はわい長瀬●●。譲受人は、はわい長瀬●●。土地の所在は、はわい長瀬——。地目は、台帳・現況・利用状況いずれも畑。面積は、730 m<sup>2</sup>。権利取得後の経営面積は 93 アールで、売買による所有権移転です。頁をめくっていただき、7-3 頁が航空写真の位置図で、中央付近に赤色で囲っている箇所です。</p> <p>7 頁に戻っていただき、 (資料は 7-4 頁)</p> <p>番号 4 譲渡人は、引地●●。譲受人は、引地●●。土地の所在は、大字引地——。地目は、台帳・現況・利用状況いずれも田。面積は、996 m<sup>2</sup>。権利取得後の経営面積は 280 アールで、売買による所有権移転です。頁をめくっていただき、7-4 頁が航空写真の位置図で、真ん中付近に細長く赤色で囲っている箇所です。</p> <p>7 頁に戻っていただき、 (資料は 7-5 頁)</p> <p>番号 5 譲渡人は、原●●。譲受人は、原●●。土地の所在は、大字原——。地目は、台帳・現況・利用状況いずれも田。面積は、700 m<sup>2</sup>。もう一筆、同じく——。地目は、台帳・現況・利用状況いずれも田。面積は、134 m<sup>2</sup>。権利取得後の経営面積は 26 アールで、売買による所有権移転です。頁をめくっていただき、7-5 頁が航空写真の位置図で、左上側に赤色で囲っている箇所です。</p> <p>以上、5 件の申請につきましては、労働力の状況、通作距離などをみても問題がないことから、</p>
--	--	--





	<p>(議長)</p> <p>清水委員</p>	<p>許可根拠規定は、集落接続としました。譲受人が業務をしていくうえで必要な施設となる資材置場等であり、後で航空写真の位置図を見ていただきますが、集落に接続している土地であると判断させていただきました。都市計画区分は、非線引きの都市計画区域内、公共投資ありです。</p> <p>事業内容は、譲受人の事業拡大に伴い、現在の資材置場や従業員等の駐車場スペースや重機・工事車両スペースが不足することから、新たに資材置場と駐車場スペースを拡大整備するものがあります。</p> <p>農業振興地域整備計画において農用地除外済み。東郷土地改良区の意見書と隣接耕作者の同意書が添付されています。</p> <p>頁をめくって頂き、8-1 頁が航空写真の位置図で、右下付近に赤色で囲っている箇所です。申請地の北側が集落になります。申請地の西側の3筆については、令和2年に今回と同じ譲受人が5条申請により転用をされ、資材置場と駐車場がすでに整備されています。この度は、さらに事業拡大をされることにより、申請地を転用したいという計画です。</p> <p>次の8-2 頁が現地の写真です。上の写真は南西側から、下の写真は南東側から撮影したものです。次の8-3 頁が土地利用計画図です。この度の転用申請は、黄色線で囲っている一番の土地です。左側隣接の一番ほかの土地はすでに資材置場及び駐車場となっています。</p> <p>申請地である現在の田んぼの表土を20 cmすき取り、真砂土で1mの盛土を行い、2%勾配ですでに資材置場等に行っている左側隣接の一番ほかの土地の境界レベルにもっていくものです。</p> <p>また、北側の水路境界ライン、東側の隣接農地境界ラインには、赤色四角で示してありますが、70 cm角土留めブロックを2段積みしたブロック壁を設置し、北側水路や東側農地への土砂の流出を防ぐよう対策をとるものです。次の8-4 頁が公図ですのでご確認ください。</p> <p>以上、申請につきましては、周辺への土砂流出の恐れは無く、日照や通風に与える影響も無いことから、周辺の営農条件に支障を及ぼすものではありません。よって、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えられます。説明は以上です。</p> <p>説明が終わりました。引き続き現地調査委員による現地確認の報告をしていただきます。議席番号8番の清水武敏委員より報告をしてください。</p> <p>8-1 頁をご覧ください。すでに資材置場等になっている申請地の西側隣接地は、工事車両や重機等で手狭な状況になっていることを確認しました。なお、申請地は第1種農地であり、本来、第1種農地の転用は原則不許可と認識していますが、事務局の説明で、申請地の隣接地である一</p>
--	-------------------------	---

	<p>(議長)</p> <p>山本推進委員 事務局</p> <p>山本推進委員 事務局</p> <p>山本推進委員 (議長)</p> <p>横川委員 事務局</p> <p>横川委員</p>	<p>一番、一番、一番の土地は、数年前に同様の目的で転用許可されていること、また今回の転用理由が、譲受人の事業拡大には欠かせない資材置場等であること、さらに、土地改良区の意見書や隣接耕作者の同意書もあるとのことでした。</p> <p>8-2 頁の現地写真をご覧ください。この土地は、実際は譲受人が管理されているようで、現在作付けはされておらず、保全管理の状態でありました。次に、8-3 頁をご覧ください。事務局からの説明にもありましたが、北側の水路との境界や東側の隣接農地との境界には、ブロック壁を設置し、北側水路や東側農地への土砂の流出を防ぐ対策がとられますし、敷地内の雨水は2%勾配により西側に流れていく計画であります。</p> <p>この転用計画につきましては、周辺への土砂流出の恐れは無く、建築物は設置されませんので、日照や通風に与える影響も無いことから、周辺の営農条件に支障を及ぼすものではありません。よって、この転用計画を認めることに問題はないと現地調査委員全員で確認しました。以上です。</p> <p>以上で、案件の説明及び現地調査委員の報告を終わります。これより質疑を行います。皆さんのほうから質疑はございますか。</p> <p>申請地の北側水路沿いには、U字溝かL型擁壁でも設置をされますか。</p> <p>8-3 頁の土地利用計画図をご覧ください。申請地北側の水路沿いについては、水路から少し離してブロック壁を設置するのみの計画です。</p> <p>すでに資材置場になっている申請地の西側隣接地の北側にはブロック壁はありませんので気になっていました。</p> <p>今回の土地利用計画図では、この度の申請地とすでに資材置場となっている西側隣接地とも、北側水路沿いにはブロック壁を設置する計画です。</p> <p>わかりました。</p> <p>その他に質疑はございませんか。</p> <p>第1種農地を売買によって農地転用することは可能なのでしょうか。</p> <p>第1種農地の転用は原則不許可ですが、許可となる根拠規定の8規定の中から、本申請では集落接続を許可根拠規定としたものです。</p> <p>また、本申請の前段には、農振農用地区域からの除外申請が出され、県の許可が出ています。その流れで、この転用申請が出されたものです。</p> <p>わかりました。</p>
--	--	--

<p>議案第 34 号 非農地の現況証明について</p>	<p>(議長)</p>	<p>その他に質疑はございませんか。 それでは質疑はないようですので、質疑は終了し、これから採決をしたいと思います。議案第 33 号の申請番号 1 の案件について、原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。 《全員挙手》 全員の方が挙手であります。 よって、議案第 33 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり意見決定いたしました。</p>
	<p>(議長) 事務局</p>	<p>次に、議案第 34 号「非農地の現況証明について」を議題と致します。説明してください。 本冊 9 頁です。 議案第 34 号「非農地の現況証明について」を説明します。 次のとおり、農地法第 2 条第 1 項に規定する農地以外のものである証明願いの提出があったので、同法の適用を受けない土地であることの証明を交付することについて、本委員会の議決を求めるものです。 (資料は 9-1 頁～9-3 頁) 番号 1 申請人は、羽衣石●●。土地の所在は、大字羽衣石——。地目は台帳 田、現況 原野。面積は 354 m<sup>2</sup>です。周囲が山林で耕作条件が悪く、20 年前から耕作や管理ができなくなり、原野化したものです。 頁をめくって頂き、9-1 頁が航空写真の位置図です。中央付近に赤色で囲っています。頁をめくって頂き、9-2 頁が現地の写真で、町道側から撮影したものです。次の 9-3 頁が公図ですのでご確認ください。説明は以上です。</p>
	<p>(議長) 松本推進委員</p>	<p>説明が終わりました。引き続き現地調査委員による現地確認の報告をしていただきます。議席番号 15 番の松本勝男推進委員より報告をしてください。 9-1 頁をご覧ください。申請地は、右側の町道に隣接した小規模な農地です。元々は、左側の——番、——番と並んだ段々の田んぼであったと想定しますが、現在はこれらの土地は原野化している状況でありました。また、その周辺は山林に囲まれており、耕作条件はとても悪い場所でありました。このことは、9-2 頁の写真でもその状況が見て取れます。 よって、たとえ農地として復元ができて、引き続いて農地として維持していくことは極めて困難な状況ですので、非農地として認めることに問題はないと現地調査委員全員で確認しまし</p>

5 その他	<p>(議長)</p> <p>倉本委員 事務局 倉本委員 事務局 倉本委員</p>	<p>た。以上です。</p> <p>以上で、案件の説明及び現地調査委員の報告を終わります。これより質疑を行います。皆さんのほうから質疑はございますか。</p> <p>非農地として認めることに問題はありますが、非農地にした後、何か目的はありますか。町の工事にかかる資材置場として利用されることは聞いています。</p> <p>埋め立てもされるのでしょうか。</p> <p>非農地になった状態であれば、その可能性はあります。</p> <p>わかりました。</p>
	<p>(議長)</p>	<p>その他に質疑はございませんか。</p> <p>それでは質疑はないようですので、質疑は終了し、これから採決をしたいと思います。議案第34号「非農地の現況証明について」、原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員の方が挙手であります。</p> <p>よって、議案第34号「非農地の現況証明について」は、原案のとおりに可決いたしました。</p> <p>以上で議事を終わります。</p>
	<p>(議長)</p> <p>事務局</p>	<p>それでは、その他に移ります。</p> <p>(1) 10月農家相談会の日程について、説明してください。</p> <p>○10月農家相談会の日程について</p> <p>10月19日(木)午前9時～正午</p> <p>担当：6番 山下和子 委員、7番 渡邊由佳 委員、15番 松本勝男 推進委員</p>
	<p>(議長)</p> <p>事務局</p> <p>(議長)</p> <p>事務局</p>	<p>(2) 11月定例総会の日程について、説明してください。</p> <p>○11月定例総会の日程について</p> <p>11月10日(金)午後3時～</p> <p>現地調査委員：長谷川 会長、土海 会長職務代理、</p> <p>9番 横川 力 委員、10番 中村弘明 委員、16番 山本正義 推進委員</p> <p>現地調査の集合時間については、別途通知を発送します。</p> <p>(3) 県外視察研修の日程について、説明してください。</p> <p>○県外視察研修の日程について</p>

6 閉会	(議長) 事務局	<p>11月13日(月)～14日(火)1泊2日          視察先：高知県四万十町農業委員会(11/13午後) ほか          具体的には別紙にて説明          準備の都合上、都合により不参加の場合は、10月31日(火)までにお知らせください。</p>
	(議長) 事務局	<p>(4) 11月農家相談会の日程について、説明してください。          ○11月農家相談会の日程について          11月16日(木)午前9時～正午          担当：8番 清水武敏 委員、9番 横川 力 委員、16番 山本正義 推進委員</p>
	(議長) 事務局	<p>(5) 湯梨浜町認定農業者協議会との交流研修会の日程について、説明してください。          ○湯梨浜町認定農業者協議会との交流研修会の日程について          11月29日(水)午後4時～ 会場：湯梨浜町中央公民館(龍島)          内容：農作業安全研修(予定)          ○動画鑑賞「農作業事故 経験者は語る(農水省)」          ○VRによる農作業事故模擬体験          ○意見交換</p>
	(議長) 事務局	<p>改めて出欠については確認します。          (6) 農業委員会ブロック別特別研修会の日程について、説明してください。          ○農業委員会ブロック別特別研修会の日程について          12月15日(金)午前9時30分～11時30分 倉吉未来中心 小ホール          内容：○農地利用最適化の推進について          ○食料・農業・農村政策の新たな展開方向(全国農業会議所より)          各自、現地集合、現地解散とします。改めて出欠については確認します。          そのほか事務局からございますか。          ○「農地パトロール」は10月末までに実施、なるべく早めをお願いします。終了した班は報告をお願いします。          以上です。</p>
	(議長)	<p>皆さん、ご起立をお願いします。以上を持ちまして、令和5年度第7回湯梨浜町農業委員会定</p>

例総会を閉会と致します。お疲れ様でした。

(閉会 午後4時30分)